

タイ産トーンディー種のポメロの生果実に関する植物検疫実施細則

植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表2の付表第58のタイ産トーンディー種のポメロの生果実（以下「生果実」という。）に係る植物検疫の実施については、平成24年2月10日農林水産省告示第344号（以下「告示」という。）に規定するもののほか、この細則に定めるところによる。

1 蒸熱処理施設

告示3の蒸熱処理施設は、次の条件を満たすものとされている。

- (1) 自動温湿度記録装置が設備されていること。
- (2) 自動温湿度記録装置の温度計は、積み上げられた生果実の上部、中部及び下部の生果実の中心部の温度（ただし、同一蒸熱処理施設内に複数の差圧ユニットを有する場合は、それぞれのユニットの生果実の中心部の温度。以下同じ。）並びに蒸熱処理施設内の空間温度を測定できるものであること。
- (3) 自動温湿度記録装置の湿度計は、蒸熱処理施設内の空間湿度を測定できるものであること。
- (4) 蒸熱処理施設は、生果実の中心部の温度を所定の温度に保持できるものであること。

2 こん包及びこん包場所

(1) こん包

告示6の(1)のこん包に通気孔を設ける場合は、次のいずれかの方法によるものとされている。

ア 生果実をこん包に収納する前に包装材料（通気孔を設ける場合は、孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。）で包み込んでいること。

イ 通気孔に網（孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。以下同じ。）が張られているこん包を使用すること。

ウ こん包又は束ねたこん包全体を網で覆うこと。

(2) こん包場所

告示6の(2)のこん包場所は、次の条件を満たすものとされている。

ア 蒸熱処理施設に接続して設置されており、窓等の開口部にはすべて網が張られている等、ミカンコミバエ種群の侵入を防止するための設備があること。

イ 消毒済み生果実の専用のこん包場所であること。

ウ 毎年使用開始前に内部が殺虫剤で消毒されており、必要に応じ消毒が行われていること。

3 保管場所及び保管期間

- (1) 告示7の保管場所は、スワンナプーム空港内の施設であって、タイ植物防疫機関が指定する次のいずれかの施設とされている。

ア 低温施設を具備した消毒済み生果実の専用保管施設であること。

イ 旅客待合広間に設置されていて、消毒済み生果実を陳列し、販売する小売店であること。

(2)(1)の保管場所における保管期間は、消毒の日から8日以内とするものとされている。

(3)保管場所における生果実は、次の場合、タイ植物防疫機関により当該こん包に係る植物検疫証明書又は植物検疫証票を抹消されるものとされている。

- ア (2)の保管期間を超えた場合
- イ 告示6の(3)の封印がない場合
- ウ 告示9の表示がない場合
- エ こん包が破損又は開ひされている場合

4 蒸熱処理施設、こん包場所及び保管場所の調査

植物防疫官は、告示3の蒸熱処理施設、告示6の(2)のこん包場所及び告示7の保管場所について、それぞれ1、2の(2)及び3の(1)の条件を満たすものであることを確認するため、毎年、原則として当該蒸熱処理施設、当該こん包場所及び当該保管場所の使用開始前に、タイ植物防疫機関が行う日本向け生果実の蒸熱処理施設、こん包場所及び保管場所の指定のための調査と共同して、調査を行うものとする。ただし、植物防疫官が必要と認めたときは、使用期間中においても随時調査することができるものとする。

5 消毒及び検査の実施の確認

(1)消毒の実施の確認

植物防疫官は、告示5の消毒の実施の確認について、次により、原則としてタイ植物防疫機関と共同して行うものとする。

ア 蒸熱処理施設において、相対湿度50パーセントから80パーセントまでの蒸気により、生果実の中心部の温度が摂氏43度に達した後、引き続き飽和蒸気により、生果実の中心部の温度が摂氏46度に達した後、その温度以上で30分間保持されたことを確認すること。

イ アを確認した後、生果実が常温で通気により冷却されたことを確認すること。

ウ 生果実の中心部の温度の測定点が正確であったことを確認すること。

(2)検査の実施の確認

植物防疫官は、告示5の検査の実施の確認について、次により、原則としてタイ植物防疫機関が行う検査に立ち会い、行うものとする。

ア 生果実のこん包数の2パーセント以上について、検疫有害動植物、特にミカンコミバエ種群がないことを確認すること。

イ アの確認の結果、ミカンコミバエ種群が発見されたときは、ミカンコミバエ種群が付着した原因についてタイ植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは、以後の消毒の実施の確認を行わないこと。

6 植物検疫証明書

植物防疫官は、5の(1)により消毒が完全に行われたこと及び5の(2)のイにより検疫有害動植物がないことを確認したときは、植物検疫証明書の余白に氏名を付記するものとする。

7 植物検疫証票

告示 8 の植物検疫証票は、次の字句の内容を含むものとされている。

Phytosanitary Certificate Label For Pummelo

Master Certificate No. _____

Package No. _____

Date of Disinfestation _____

Certified by _____

(Thai inspector)

Certified by _____

(Japanese inspector)

8 航空携行手荷物の保管状況の確認

(1) 植物防疫官は、航空携行手荷物として日本向けに輸出される生果実の保管状況について、原則として 1 か月に 1 回以上、タイ植物防疫機関と共同して次の事項につき確認するものとする。ただし、植物防疫官が必要と認めたときは、随時確認することができるものとする。

ア 保管数量及び輸出数量

イ 保管期間

ウ 植物検疫証明書及び植物検疫証票の抹消状況

エ 低温施設の稼働状況

(2) タイ植物防疫機関は、(1) の保管状況の確認を円滑に行うため、保管場所を管理する責任者に対し、(1) のアからエまでに掲げる事項を記録させるものとされている。

9 表示

(1) 告示 9 の輸出植物検疫終了の表示は次のアの様式、仕向地の表示は次のイの字句によるものとし、こん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとされている。

ア 輸出植物検疫終了の表示

(ア)



(イ)



(ウ)



イ 仕向地の表示

FOR JAPAN

(2) 航空携行手荷物のこん包の表面には、次の内容を含む日本語、タイ語及び英

語の注意書きを表示するものとされている。

ア 生果実は、日本の飛行場に到着後、直ちに植物検疫を受けなければならないこと。

イ 日本における検疫前に封印を破ると、当該生果実の輸入が禁止されること。

10 輸入検査

(1) 植物防疫官は、輸入港又は飛行場において、輸入された生果実及び添付されている植物検疫証明書又は植物検疫証票を確認して輸入検査を行うものとする。
なお、植物検疫証票を確認して行う場合は、告示 8 の植物検疫証明書又はその写しが当該生果実が輸入される場所に所在する植物防疫所にあらかじめ送付されていることを確認するものとする。

(2) 植物防疫官は、生果実が航空携行手荷物として輸入された場合において、(1) の確認を行ったときは、当該こん包の植物検疫証明書又は植物検疫証票を抹消するものとする。

(3) 植物防疫官は、植物検疫証明書又は植物検疫証票が添付されていない場合、告示 5 の植物防疫官による確認が行われていない場合、告示 6 の(3) の封印がなされていない場合、告示 9 の表示がなされていない場合又はこん包が破損若しくは開ひされている場合には、当該生果実を所有又は管理する者に対し、当該生果実の廃棄又は返送を指示するものとする。

(4) (1)、(2) 及び(3) 以外の輸入検査の方法及び方法は、規則及び輸入植物検疫規程（昭和25年 7 月 8 日農林省告示第206号）によるものとする。

(5) 植物防疫官は、ミカンコミバエ種群が発見された場合には、次の措置を講ずるものとする。

ア 当該生果実を所有又は管理する者に対し、ミカンコミバエ種群が発見された荷口全量の廃棄又は返送を指示すること。

イ ミカンコミバエ種群が付着した原因についてタイ植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の輸入検査を中止すること。